

船舶インシデント調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年4月8日 06時30分ごろ
発生場所	秋田県男鹿市椿漁港南方沖 館山崎 ^{みつぐり} 三線島照射灯から真方位149° 1,000m付近 (概位 北緯39° 51.2′ 東経139° 46.8′)
インシデントの概要	プレジャーボート第三沢正丸 ^{きわまさ} は、西進中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年4月12日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 第三沢正丸、0.4トン
船舶番号、船舶所有者等	211-18298秋田、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 4 海象：波高 約1m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り場に向けて椿漁港南方沖を西進中、船外機が異音を発したので、船長が船外機を止めたところ、始動できなくなり、運航不能となった。</p> <p>本船は、錨泊後、船長が携帯電話で海上保安庁に本インシデントの発生を通報し、同庁から捜索救助の協力を要請されて来援した地元漁業協同組合の漁船により椿漁港へえい航された。</p> <p>船長は、本インシデント後、船外機を点検した機関整備業者から、クランクピン軸受が摩耗して固着した状態であったことを聞いた。</p> <p>船外機は、船長が約2年前に整備を行っていたが、整備内容が不明であった。</p> <p>船外機は、船長が本船を購入して以来、約28年間使用されていた。</p>
分析	<p>本船は、椿漁港南方沖を西進中、船外機のクランクピン軸受が摩耗して固着したことから、船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船外機は、船長から十分な情報が得られなかったため、整備状況を明らかにすることはできなかったものの、約28年間使用されたことから、クランクピン軸受が摩耗して固着した可能性があると考えられる。</p>

原因	本インシデントは、本船が、椿漁港南方沖を西進中、船外機のクランクピン軸受が摩耗して固着したため、船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船外機は、機関整備業者に依頼するなどして定期的に開放整備を実施すること。